

平成30年度の仮係数による1人当たり保険料収納必要額の算定状況
【平成29年11月現在】

<算定条件等>

- 平成30年度推計【統一保険料率ベース】は、統一保険料率とするために、納付金算定基礎額が保険料収納必要総額に等しくなるよう公費や経費等を調整するとともに、市町毎の医療費水準は反映せず（医療費指数反映係数 $\alpha=0$ ）、市町毎の所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分（シェア）を行っている。
【納付金算定基礎額=保険料収納必要総額（本来集めるべき保険料総額） \Rightarrow 統一保険料率】
- 所得係数 β は、国が示した仮係数（医療分 ≈ 0.9454 、支援金分 ≈ 0.9403 、介護分 ≈ 0.8762 ）を用いている。
応能比率：応益比率=医療分48.60：51.40、支援金分48.46：51.54、介護分46.70：53.30
- 追加公費については、国が示した仮係数を用いて、1,700億円（全国ベース）のうち1,500億円を算入している。
- 保険給付費及び公費の収支バランスにおける危険率を考慮し、保険給付費（一般分）については1人当たり9,241円の増額補正、公費については1人当たり6,834円の減額補正を行っている。
- 平成30年度推計【激変緩和措置適用後】は、下記の激変緩和措置（暫定措置額=503百万円、一定割合=4.01%）を適用するとともに、前期高齢者交付金精算額（新制度施行後2年間、市町が個別負担する旧制度分の返還金）を保険料収納必要額から控除し、保険料以外の財源充当を想定している。
- 過年度（滞納繰越分）の保険料収納見込額は、激変緩和措置期間中は県全体の公費扱い（特定財源）とせず、各市町の留保財源とする。
- 「1人当たり保険料収納必要額」とは、当該市町が本来集めるべき保険料総額の1人分をいう。

市 町	基本情報				算定結果【1人当たり】																	
					(平成28年度決算ベース)									(平成30年度推計)								
					【統一保険料率ベース】									【激変緩和措置適用後】								
					(参考) 前期高齢者交付金精算相当額を保険料徴収する場合																	
一般被保険者数 ※1 人	1人当たり平均所得 ※2 円	医療費指数 ※3	標準的な収納率 ※4 %	保険料収納必要額 (法定外繰入後) ※5 円	法定外繰入金等の額 ※6 円	保険料収納必要額 (法定外繰入前) ※7 円	納付金方式(シェア方式)の導入等による影響額 ※8 円	保険料収納必要額 (法定外繰入前) ※9 円	⑩に対する増減率 ※10 %	⑪に対する増減率 ※11 %	納付金方式(シェア方式)の導入等による影響額 ※8 円	保険料収納必要額 (法定外繰入前) ※9 円	⑩に対する増減率 ※10 %	⑪に対する増減率 ※11 %	国保事業費納付金 ※12 円	前期高齢者交付金(精算額) ※12 円	市町毎に個別加算 ※12 円	保険料収納必要額 (法定外繰入前) ※9 円	⑩に対する増減率 ※10 %	⑪に対する増減率 ※11 %		
広島市	233,695	575,254	1.146	88.76	125,389	2,857	128,246	4,391	132,637	3.42	5.78	553	128,799	0.43	2.72	142,971	3,406	132,206	3.09	5.44		
呉市	44,519	486,691	1.133	94.13	130,996	0	130,996	▲9,272	121,724	▲7.08	▲7.08	▲10,307	120,688	▲7.87	▲7.87	133,963	5,963	126,651	▲3.32	▲3.32		
竹原市	6,445	445,723	1.108	94.76	118,899	0	118,899	▲1,937	116,961	▲1.63	▲1.63	▲1,598	117,301	▲1.34	▲1.34	127,258	2,999	120,300	1.18	1.18		
三原市	20,619	508,884	1.059	94.53	124,670	0	124,670	▲1,613	123,057	▲1.29	▲1.29	▲3,915	120,755	▲3.14	▲3.14	133,197	2,220	122,976	▲1.36	▲1.36		
尾道市	31,991	482,746	1.078	94.26	121,460	0	121,460	648	122,108	0.53	0.53	▲2,804	118,656	▲2.31	▲2.31	132,133	1,490	120,146	▲1.08	▲1.08		
福山市	98,586	484,944	1.014	90.71	111,400	547	111,947	9,864	121,811	8.81	9.35	6,496	118,444	5.80	6.32	130,110	1,700	120,144	7.32	7.85		
府中市	8,189	483,028	0.973	93.84	118,564	0	118,564	3,280	121,844	2.77	2.77	1,412	119,975	1.19	1.19	128,007	2,754	122,730	3.51	3.51		
三次市	10,899	512,542	1.124	96.07	104,508	13,338	117,846	8,670	126,516	7.36	21.06	6,418	124,264	5.45	18.90	124,733	0	124,264	5.45	18.90		
庄原市	7,720	492,255	1.069	96.29	121,081	0	121,081	4,274	125,355	3.53	3.53	2,985	124,067	2.47	2.47	133,383	510	124,577	2.89	2.89		
大竹市	6,496	563,364	1.120	94.51	133,921	0	133,921	▲2,826	131,095	▲2.11	▲2.11	▲6,417	127,505	▲4.79	▲4.79	136,043	3,563	131,068	▲2.13	▲2.13		
府中町	9,385	631,164	1.112	93.96	132,372	8,088	140,459	▲10,644	129,815	▲7.58	▲1.93	▲11,863	128,597	▲8.45	▲2.85	133,667	0	128,597	▲8.45	▲2.85		
海田町	5,597	589,117	1.087	94.42	114,534	0	114,534	19,569	134,103	17.09	17.09	3,543	118,076	3.09	3.09	126,098	6,396	124,472	8.68	8.68		
熊野町	5,515	563,284	1.092	95.06	113,649	0	113,649	15,331	128,980	13.49	13.49	3,300	116,949	2.90	2.90	122,543	0	116,949	2.90	2.90		
坂町	2,738	514,417	1.176	95.02	118,173	0	118,173	8,754	126,927	7.41	7.41	3,360	121,534	2.84	2.84	134,824	4,442	125,975	6.60	6.60		
江田島市	6,660	510,612	1.221	93.91	121,671	0	121,671	6,202	127,873	5.10	5.10	2,909	124,580	2.39	2.39	133,937	1,318	125,897	3.47	3.47		
廿日市市	25,786	625,178	1.020	94.94	127,706	0	127,706	10,370	138,075	8.12	8.12	5,865	133,571	4.59	4.59	135,195	0	133,571	4.59	4.59		
安芸太田町	1,552	460,446	1.144	96.60	101,989	0	101,989	18,308	120,297	17.95	17.95	3,863	105,852	3.79	3.79	152,291	14,743	120,596	18.24	18.24		
北広島町	4,263	540,982	1.007	94.29	111,498	0	111,498	19,596	131,094	17.58	17.58	4,709	116,206	4.22	4.22	121,288	0	116,206	4.22	4.22		
安芸高田市	6,479	525,644	1.059	96.05	134,920	0	134,920	▲5,891	129,029	▲4.37	▲4.37	▲7,980	126,940	▲5.91	▲5.91	139,566	919	127,859	▲5.23	▲5.23		
東広島市	35,948	530,785	1.006	92.70	119,436	0	119,436	7,056	126,493	5.91	5.91	4,183	123,620	3.50	3.50	126,294	0	123,620	3.50	3.50		
大崎上島町	1,910	492,526	1.214	95.70	98,715	18,905	117,619	7,360	124,979	6.26	26.61	2,663	120,283	2.26	21.85	133,194	9,669	129,951	10.48	31.64		
世羅町	3,709	482,396	0.857	97.32	109,353	0	109,353	12,748	122,101	11.66	11.66	4,151	113,504	3.80	3.80	127,180	10,673	124,177	13.56	13.56		
神石高原町	2,192	474,306	0.978	98.66	97,485	0	97,485	22,933	120,418	23.52	23.52	2,789	100,275	2.86	2.86	114,390	4,041	104,315	7.01	7.01		
全 県	580,893	537,541	1.078	91.43	121,889	1,707	123,596	4,387	127,983	3.55	5.00	765	124,361	0.62	2.03	135,783	2,658	127,019	2.77	4.21		

【注記】

- ※1：国保事業費納付金額算定の基となった平成30年度一般被保険者数（推計値）
- ※2：国保事業費納付金等算定標準システムの算定結果（国保事業費納付金額算定の基となった平成29年度各市町村の所得総額〔全国統一の賦課限度額控除後〕から算出）
- ※3：国保事業費納付金等算定標準システムの算定結果から算出（平成26年度～28年度の3年平均で、年齢調整後の地域差指数に相当）
- ※4：県調査結果から算出（平成26年度～28年度の過去3年間の実収納率の平均）
- ※5：市町村基礎ファイルの1人当たり（一般被保険者数〔608,226人〕、介護2号被保険者数〔187,088人〕）平均保険料額〔決算額（賦課額）〕
- ※6：市町村基礎ファイルの係数算定シートから算出〔決算額〕
- ※7,9：国保事業費納付金等算定標準システムの算定結果
- ※8：納付金等算定ガイドラインに沿った算定方法（シェア方式）を基に、保険料率を統一するため、公費や経費等を調整するとともに、医療費指数を反映しない算定を行ったことによる影響額
- ※10：⑩を基点として丈比べを行い、公費を用いた激変緩和措置により、統一保険料水準を達成するために必要な年平均伸び率（一定割合）を超える部分の上昇を抑制することによって、制度変更による影響を緩和する。
- ※11：現行保険料水準に対する増減率を示しており、具体的な保険料率や額は所得水準や世帯構成のモデルケースによって異なってくる。
- ※12：国保事業費納付金には、シェアされた保険料収納必要額以外に、地方単独事業の減額調整分や財政安定化支援事業、保険者支援制度などの市町からの法定内繰入金や市町向け交付金が個別加算されている。

